東京都子供・子育て支援交付金補助要綱

平成２９年１２月６日付２９福保子計第７４９号
平成３０年１１月３０日付３０福保子計第８６２号　一部改正
令和元年１０月２４日付３１福保子計第７９５号　一部改正
令和元年１２月１６日付３１福保子計第１０５４号 一部改正
令和２年３月１０日付３１福保子計第１４５５号　一部改正
令和２年１１月１７日付２福保子計第８１２号　一部改正
令和３年２月１２日付２福保子計第１１５６号　一部改正
令和３年１１月１２日付３福保子計第８１８号　一部改正
令和４年２月１６日付３福保子計第１１０２号　一部改正
令和４年２月２２日付３福保子計第１１６２号　一部改正
令和４年１１月１７日付４福保子計第８５２号　一部改正

１　交付の目的

この交付金は、区市町村が子ども・子育て支援法（平成２４年法第６５号）第６１条の規定に基づき策定する、区市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第５９条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費について、都が交付することにより地域における子供・子育て支援の円滑な推進を図り、もって子供・子育て支援の充実に資することを目的とする。

２　補助対象

この交付金の交付は、東京都知事（以下「知事」という。）が区市町村に対して行うものとする。

３　補助対象事業

この交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の（１）から（１３）までに掲げる事業とする。

（１）利用者支援事業

利用者支援事業実施要綱（平成２７年６月１８日付２７福保子計第２５８号）に規定する事業

（２）延長保育事業

東京都延長保育事業実施要綱（平成２７年７月２７日付２７福保子保第５１１号）に規定する事業

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（平成２７年８月３１日付２７福保子計第

２４０号）に規定する事業

（４）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱（平成２７年１０月１５日付２７福保子計第２４１号）に規定する事業

（５）学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

東京都学童クラブ事業実施要綱（平成２７年７月２７日付２７福保子家第３５８号）に規定する事業

（６）子育て短期支援事業

子育て短期支援事業実施要綱（平成２６年９月２９日付２６福保子家第５８８号）に規定する事業

（７）乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業実施要綱（平成２６年９月１９日付２６福保子家第５８２号）に規定する事業

（８）養育支援訪問事業

養育支援訪問事業実施要綱（平成２６年９月１９日付２６福保子家第５８４号）に規定する事業

（９）子供を守る地域ネットワーク機能強化事業

子供を守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱（平成２６年９月１６日付２６福保子家第５９１号）に規定する事業

（１０）子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）実施要綱（平成３年１２月２５日付３福児育第４５２号）に規定する事業

（１１）一時預かり事業

東京都一時預かり事業実施要綱（平成２７年７月２７日付２７福保子保第５０７号）に規定する事業

（１２）病児保育事業

東京都病児保育事業実施要綱（平成２１年９月８日付２１福保子保第３７５号）に規定する事業

（１３）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱（平成２５年１２月３日付２５福保子家第６１７号）に規定する事業

４　交付金の算定方法

（１）この交付金の交付額は、別紙の第１欄に定める事業（区分）ごと（延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）、一時預かり事業、病児保育事業及び利用者

支援事業・放課後児童健全育成事業・地域子育て支援拠点事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（特例措置分）については、それぞれ下表の細区分ごと）に、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された事業（区分）ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア　第１欄の事業（区分）ごと（延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）、一時預かり事業、病児保育事業及び利用者支援事業・放課後児童健全育成事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）・地域子育て支援拠点事業（特例措置分）については、それぞれ下表の細区分ごと）に、第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　第１欄の事業（区分）ごと（延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）、一時預かり事業、病児保育事業及び利用者支援事業・放課後児童健全育成事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）・地域子育て支援拠点事業（特例措置分）については、それぞれ下表の細区分ごと）に、アにより選定された額に３分の１を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ただし、次の（ア）から（オ）に該当する事業については以下の通りとする。

（ア）　別紙第１欄の利用者支援事業について、補助基本額に６分の１を乗じて得た額を交付額とする。

（イ）　別紙第１欄の多様な事業者の参入促進・能力活用事業における４多子世帯保育料負担軽減支援について、補助基本額に４分の１を乗じて得た額を交付額とする。

（ウ）　別紙第１欄の学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）における、２学童クラブ環境整備事業費（１）アからウまでについて、待機児童対策提案型事業で採択された場合には補助基本額に３分の２、午後７時以降まで開所する学童クラブを新設する場合及び放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要となる小学校の余裕教室の改修等の場合は２分の１を乗じて得た額を交付額とする。

（エ）　別紙第１欄の学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）（特定分）における４学童クラブ開設準備支援事業並びに、病児保育事業（特定分・事業費）における１（３）及び２（３）普及定着促進費（開設準備経費）について広域利用を前提とする場合は、補助基本額に３分の２を乗じて得た額を交付額とする。

（オ） 別紙第１欄の学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）（特定分）における５学童クラブにおける医療的ケア児等受入支援事業及び病児保育事業（その他分）について、補助基本額に２分の１を乗じて得た額を交付額とする。

事業名	細区分
延長保育事業	○幼稚園型認定こども園以外 ○幼稚園型認定こども園
実費徴収に係る補足給付を行う事業	○１号認定（教育・保育給付認定）（公立）及び施設等利用給付認定（公立） ○１号認定（教育・保育給付認定）（私立）及び施設等利用給付認定（私立） ○２，３号認定（教育・保育給付認定）
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	○新規参入施設への巡回支援及び認定こども園特別支援教育・保育経費（保育所型、地方裁量型）、地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援（ウ その他施設分） ○多子世帯保育料負担軽減支援 ○認定こども園特別支援教育・保育経費（幼保連携型、幼稚園型）、地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援（ ア 各種学校及びイ 都が独自に認定している幼稚園類似の幼児施設）
学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	○特定分　設置促進事業（待機児童解消のための整備かつ午後７時以降開所）（放課後子供教室との一体型） ○特定分　設置促進事業（待機児童解消のための整備かつ午後７時以降開所）（放課後子供教室との一体型を除く） ○特定分　設置促進事業（待機児童解消のための整備又は午後７時以降開所） ○特定分　開設準備支援事業 ○特定分　学童クラブにおける医療的ケア児等受入支援事業 ○特定分　上記を除く事業費合計 ○一般分 ○その他分
一時預かり事業	○一般型、余裕活用型、居宅訪問型、新型コロナウイルス感染症特例型（幼稚園以外） ○その他分

	○新型コロナウイルス感染症特例型（幼稚園型）（公立） ○新型コロナウイルス感染症特例型（幼稚園型）（私立）
病児保育事業	○特定分　普及定着促進費（広域利用を前提とする場合） ○特定分　上記を除く事業費合計 ○特定分　低所得者減免分加算合計 ○一般分 ○その他分
利用者支援事業・延長保育事業・放課後児童健全育成事業・子育て短期支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（特例措置分））	○１　放課後児童健全育成事業１（１）から（７） ○１　放課後児童健全育成事業１（８） ○２　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）ア ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）イ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）ウ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）エ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）オ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）カ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）キ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）ク ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）ケ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）コ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）ア ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）イ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正

	予算分）（２）ウ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）エ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）オ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）カ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）キ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）ク ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）ケ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）コ ○４　ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）（１） ○４　ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）（２） ○４　ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）（３） ○４　ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）（４） ○４　ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）（５）

（２）前項で算出した額等が予算額を超える場合、補助額の配分に著しい不均衡を生じる場合等には、調整を行うことがある。

５　交付の条件

この交付金の交付にあたっては、別記補助条件を付して行うものとする。

６　申請手続

区市町村長は、別紙様式２、３及び４の１から４の１３までに関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

７　変更交付申請

この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、６に定める申請手続きに従い、別に定める日までに行うものとする。

８　交付決定

（１）知事は、区市町村から提出された交付申請書又は変更交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、第５条の条件を付して補助金の交付の決定又は決定の変更を行

い、区市町村に通知するものとする。

（２）区市町村長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から１４日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請を取り下げることができる。

９　概算払

知事は、この補助金について必要があると認める場合においては、予算の範囲内において、概算払をすることができる。

１０　準用

この交付金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）に定めるところによるものとする。

１１　その他

この要綱に定めるもののほか、東京都子供・子育て支援交付金の交付に関して必要な事項は、東京都福祉保健局少子社会対策部長が別に定める。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年１１月３０日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年１０月２４日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

なお、３（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業については、令和元年１０月２４日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。令和元年９月分までの補足給付に係る交付金の算定ついては、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和元年１２月１６日から施行し、令和元年１０月１２日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年３月１０日から施行し、令和２年３月２日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年１１月１７日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

ただし、一時預かり事業（災害特例型）については、令和２年７月４日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年２月１２日から施行し、令和３年１月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年１１月１２日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

ただし、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（多子世帯保育料負担軽減支援）については、令和３年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年２月１６日から施行し、令和３年１２月１日から適用する。

ただし、感染症対策のための改修については、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年２月２２日から施行し、令和４年２月８日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年１１月１７日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

ただし、放課後児童支援員等処遇改善事業及び病児保育事業（その他分）については、令和４年１０月１日から適用する。

別　記

補　助　条　件

１　重複禁止

（１）　補助要綱３に掲げる各事業の対象経費を重複して申請し交付を受けてはならない。

（２）　この交付金に係る補助金の交付と、対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

２　配分の変更

交付対象事業に要する経費については、補助要綱８に定める交付決定における、別紙様式２別表の各事業の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

なお、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）、一時預かり事業、病児保育事業及び利用者支援事業・放課後児童健全育成事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）・地域子育て支援拠点事業（特例措置分）については、それぞれ以下の細区分を超えて配分の変更を行う事はできない。

事業名	細区分
延長保育事業	○幼稚園型認定こども園以外 ○幼稚園型認定こども園
実費徴収に係る補足給付を行う事業	○１号認定（教育・保育給付認定）（公立）及び施設等利用給付認定（公立） ○１号認定（教育・保育給付認定）（私立）及び施設等利用給付認定（私立） ○２，３号認定（教育・保育給付認定）
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	○新規参入施設への巡回支援及び認定こども園特別支援教育・保育経費（保育所型、地方裁量型）、地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援（ウ その他施設分） ○多子世帯保育料負担軽減支援 ○認定こども園特別支援教育・保育経費（幼保連携型、幼稚園型）、地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援（ ア 各種学校及びイ 都が独自に認定している幼稚園類似の幼児施設）
学童クラブ事業（放課後児童健	○特定分 ○一般分

全育成事業）	○その他分
一時預かり事業	○一般型、余裕活用型、居宅訪問型、新型コロナウイルス感染症特例型（幼稚園以外） ○その他分 ○新型コロナウイルス感染症特例型（幼稚園型）（公立） ○新型コロナウイルス感染症特例型（幼稚園型）（私立）
病児保育事業	○特定分 ○一般分 ○その他分
利用者支援事業・放課後児童健全育成事業・地域子育て支援拠点事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（特例措置分）	○１　放課後児童健全育成事業１（１）から（７） ○１　放課後児童健全育成事業１（８） ○２　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）ア ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）イ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）ウ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）エ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）オ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）カ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）キ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）ク ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）ケ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（１）コ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）ア ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正

	予算分）（２）イ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）ウ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）エ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）オ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）カ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）キ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）ク ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）ケ ○３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分）（２）コ ○４　ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）（１） ○４　ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）（２） ○４　ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）（３） ○４　ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）（４） ○４　ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分）（５）

３　事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付金の交付の決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

４　承認事項

区市町村長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

（１）事業に要する経費の配分について２を除き変更しようとするとき。

（２）事業の内容を変更しようとするとき。

（３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

５　財産処分の制限

（１）区市町村長は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成２７年１２月４日内閣府告示第４２４号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（２）知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に返納させることがある。

６　財産の管理

区市町村長は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

７　関係書類の保管

区市町村長は、この交付金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした別紙様式１による調書を作成するとともに、事業の歳入・歳出について証拠書類を整理し、かつ当該会計年度終了後５年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成２７年１２月４日内閣府告示第４２４号）に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。

８　事業の完了時期

事業は、毎年３月３１日までに完了しなければならない。

９　間接補助の場合の条件

区市町村長が、区市町村以外の者が行う補助対象事業に対して、この交付金を財源の一部とする相当の反対給付を受けない給付金を交付する場合には、間接補助事業者に対して、補助要綱５に定める条件と同等の条件を付さなければならない。

１０　事故報告等

区市町村長は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

１１　状況報告

区市町村長は、知事から事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

１２　事業の遂行命令等

（１）１０及び１１による報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項による調査等により、事業が交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、区市町村長に対し、これらに従って当該交付事業を遂行すべきことを命ずることがある。

（２）（１）に規定する命令に反したときは、知事は、区市町村長に対し、事業の一時停止を命ずることがある。

１３　実績報告

区市町村長は、交付対象事業が完了したとき、事業が予定の期間内に完了しないまま交付金交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は４（３）の規定により事業の廃止の承認を受けたときは、当該交付決定に係る事業の実績について別紙様式３及び５の１から５の１３までに関係書類を添付し、別に定める日までに知事に報告するものとする。

１４　消費税及び地方消費税仕入控除税額の報告

区市町村長は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式６により報告すること。

なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

１５　額の確定

知事は、１３の審査及び必要に応じて行う現地調査等により事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、区市町村長に通知する。

１６　是正のための措置

（１）知事は、１５の調査の結果、交付事業の成果が交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、当該補助事業につき、これに適

合させるための措置を命ずることができる。

（２）１１の規定は、（１）の規定による命令により必要な措置をした場合についても、これを行わなくてはならない。

１７　決定の取消し

知事は、区市町村長が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

なお、この規定は、１５により交付すべき交付金の額を確定した後においても適用する。

（１）偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

（２）交付金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

（３）その他交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令の規定等に違反したとき。

１８　交付金の返還

（１）３又は１７により交付金の交付の決定が取り消された場合において、事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、知事は、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

（２）（１）の規定は、１５により交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

１９　違約加算金

区市町村長は１７に掲げる事由により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、交付金を返還することとなったときは、その返還に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間の期間については、既納付額を控除した額）につき１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２０　延滞金

区市町村長は、交付金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２１　事情変更による届出

区市町村長は、交付金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やか

にその旨を知事に届け出て、その指示を受けるものとする。

２２　他の補助金等の一時停止等

知事は、区市町村長が交付金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該交付金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、他の同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

別　紙

１事業 （区分）	２基準額	３対象経費
利用者支援事業	１　運営費 （１）基本型 ア　基本分　　１か所当たり年額　7,604,000円 イ　加算分 （ア）夜間加算　　１か所当たり年額　1,408,000円 （イ）休日加算１か所当たり年額　758,000円 （ウ）出張相談支援加算 １か所当たり年額　1,082,000円 （エ）機能強化のための取組加算 １か所当たり年額　1,877,000円 （オ）多言語対応加算 １か所当たり年額　805,000円 （カ）特別支援対応加算 １か所当たり年額　751,000円 （キ）多機能型加算 １か所当たり年額　3,231,000円 （ク）一体的相談支援機関連携等加算 １か所当たり年額　300,000円 （２）特定型 ア　基本分　　１か所当たり年額　3,078,000円 イ　加算分 （ア）夜間加算　　１か所当たり年額　1,408,000円 （イ）休日加算１か所当たり年額　758,000円 （ウ）出張相談支援加算 １か所当たり年額　1,082,000円 （エ）機能強化のための取組加算 １か所当たり年額　1,877,000円 （オ）多言語対応加算 １か所当たり年額　805,000円 （カ）特別支援対応加算 １か所当たり年額　751,000円	利用者支援事業の実施に必要な経費

	（３）母子保健型 ア　基本分 （ア）保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合 １か所当たり　14,209,000円 （イ）保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合 １か所当たり　6,965,000円 （ウ）保健師等専門職員を専任、困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合 １か所当たり　11,742,000円 （エ）保健師等専門職員を兼任、困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合 １か所当たり　9,432,000円 （オ）保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 １か所当たり　9,274,000円 （カ）保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 １か所当たり　4,497,000円 ※　平成27年度において、１か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している区市町村は、（ア）及び（イ）の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。 ・保健師等専門職員を２名配置する場合 １区市町村当たり年額　14,988,000円 ・保健師等専門職員を３名以上配置する場合 １区市町村当たり年額　21,382,000円 ※　従来より区市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。 イ　加算分 （ア）多言語対応加算 １か所当たり年額　805,000円 （イ）特別支援対応加算 １か所当たり年額　751,000円	

<table>
<tr>
<td></td>
<td>２　開設準備経費（改修費等）
（１）基本型及び特定型
１か所当たり　4,000,000円
（２）母子保健型
１か所当たり　4,000,000円
※（１）及び（２）とも補助金交付年度中に支払われたものに限る。</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>延長保育事業</td>
<td>１　一般型
（１）保育短時間認定（在籍児童１人当たり年額）
ア　保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）
<table>
<tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr>
<tr><td>1時間</td><td>18,800円</td></tr>
<tr><td>2時間</td><td>37,600円</td></tr>
<tr><td>3時間</td><td>56,400円</td></tr>
</table>
イ　小規模保育事業
<table>
<tr><td>延長時間区分</td><td>Ａ型・Ｂ型</td><td>Ｃ型</td></tr>
<tr><td>1時間</td><td>13,100円</td><td>16,600円</td></tr>
<tr><td>2時間</td><td>26,200円</td><td>33,200円</td></tr>
<tr><td>3時間</td><td>39,300円</td><td>49,800円</td></tr>
</table>
ウ　事業所内保育事業（定員19人以下）
<table>
<tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr>
<tr><td>1時間</td><td>12,100円</td></tr>
<tr><td>2時間</td><td>24,200円</td></tr>
<tr><td>3時間</td><td>36,300円</td></tr>
</table>
エ　家庭的保育事業
<table>
<tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr>
<tr><td>1時間</td><td>83,200 円</td></tr>
<tr><td>2時間</td><td>166,400 円</td></tr>
<tr><td>3時間</td><td>249,600 円</td></tr>
</table></td>
<td>延長保育事業の実施に必要な経費</td>
</tr>
</table>

（２）保育標準時間認定（１事業当たり年額）

ア　保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,667,000円
2～3時間	2,640,000円
4～5時間	5,510,000円
6時間以上	6,485,000円

イ　小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自園調理等	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,338,000円	1,338,000円	1,338,000円
	2～3時間	1,662,000円	1,662,000円	1,662,000円
	4～5時間	4,246,000円	4,246,000円	4,226,000円
	6時間以上	4,934,000円	4,934,000円	4,914,000円
その他	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,291,000円	1,291,000円	1,291,000円
	2～3時間	1,507,000円	1,507,000円	1,507,000円
	4～5時間	3,445,000円	3,445,000円	3,425,000円
	6時間以上	3,846,000円	3,846,000円	3,826,000円

※　「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ　事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,533,000円	1,231,000円	1,231,000円
	2～3時間	2,428,000円	1,529,000円	1,529,000円
	4～5時間	5,069,000円	3,906,000円	3,906,000円
	6時間以上	5,966,000円	4,539,000円	4,539,000円
そ	30分	276,000円	276,000円	276,000円

	1時間	1,320,000円	1,188,000円	1,188,000円
	2～3時間	1,716,000円	1,386,000円	1,386,000円
	4～5時間	3,763,000円	3,169,000円	3,169,000円
	6時間以上	4,396,000円	3,538,000円	3,538,000円

エ　家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員 4人以上	利用定員 3人以下
自園調理等	30分	200,000円	150,000円
	1時間	589,000円	302,000円
	2～3時間	1,057,000円	554,000円
	4～5時間	2,647,000円	1,801,000円
	6時間以上	4,252,000円	3,062,000円
その他	30分	200,000円	150,000円
	1時間	574,000円	287,000円
	2～3時間	1,005,000円	502,000円
	4～5時間	1,950,000円	1,104,000円
	6時間以上	3,268,000円	2,078,000円

オ　夜間保育所において夜10時以降に行う場合

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,895,000円
2～3時間	2,868,000円
4～5時間	5,624,000円
6時間以上	6,485,000円

2　訪問型

（1）保育短時間認定（児童１人当たり年額）

ア　居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	249,700円
2時間	499,400円
3時間	749,100円

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
イ　その他（保育所等の施設で利用児童が１名となった場合）
<table>
<tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr>
<tr><td>1時間</td><td>249,700円</td></tr>
<tr><td>2時間</td><td>430,000円</td></tr>
<tr><td>3時間</td><td>430,000円</td></tr>
</table>
（２）保育標準時間認定（１事業当たり年額）
ア　居宅訪問型
<table>
<tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr>
<tr><td>30分</td><td>150,000円</td></tr>
<tr><td>1時間</td><td>287,000円</td></tr>
<tr><td>2～3時間</td><td>502,000円</td></tr>
<tr><td>4～5時間</td><td>846,000円</td></tr>
<tr><td>6時間以上</td><td>1,190,000円</td></tr>
</table>
イ　その他（保育所等の施設で利用児童が１名となった場合）
<table>
<tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr>
<tr><td>30分</td><td>150,000円</td></tr>
<tr><td>1時間</td><td>287,000円</td></tr>
<tr><td>2時間以上</td><td>430,000円</td></tr>
</table>
※　１及び２ともに事業期間が６か月未満の施設にあっては、該当する１人（１事業）当たり年額に２分の１を乗じて得た額を基準額とする。
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>実費徴収に係る補足給付を行う事業</td>
<td>
１　教材費・行事費等（給食費以外）
生活保護世帯等に属する児童
１人当たり月額　2,500円

２　給食費（副食材料費）
低所得世帯・多子世帯等に属する児童（施設等利用給付認定に限る）
１人当たり月額　4,500円
</td>
<td>実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</td>
<td>
1　新規参入施設等への巡回支援
１施設当たり年額　400,000円

2　認定こども園特別支援教育・保育経費
対象障害児１人当たり月額　65,300円

3　地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援
対象幼児１人当たり月額　20,000円

※　ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度　以前過去３カ年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

4　多子世帯保育料負担軽減支援
（1）一般型
利用者負担額の算定に際し、小学校就学前子ども以外の者及び負担額算定基準子どものうち第２子を２分の１を乗じて得た額、第３子以降を零としていた場合
ア　対象児童（イを除く。）１人当たり月額
（ア）教育標準時間認定
<table>
<tr><th>所得階層区分</th><th>対象年度</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>市町村民税非課税世帯
（所得割非課税世帯含む）</td><td>平成28年度
～令和元年度上半期</td><td>1,500円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市町村民税所得割課税額
77,101円未満</td><td>平成28年度</td><td>8,050円</td></tr>
<tr><td>平成29年度</td><td>7,050円</td></tr>
<tr><td>平成30年度
～令和元年度上半期</td><td>5,050円</td></tr>
</table>

（イ）保育短時間認定（満３歳以上）
（子ども・子育て支援法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの）
</td>
<td>多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費</td>
</tr>
</table>

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	平成28年度 ～令和元年度上半期	3,000円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	8,150円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	13,300円

（ウ）保育短時間認定（満３歳未満）

（子ども・子育て支援法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの）

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	平成28年度 ～令和３年度上半期	4,500円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和３年度上半期	9,650円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和３年度上半期	14,800円

（エ）保育標準時間認定（満３歳以上）

（子ども・子育て支援法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(短時間認定保護者に係るものを除く。))

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	平成28年度 ～令和元年度上半期	3,000円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	8,250円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	13,500円

（オ）保育標準時間認定（満３歳未満）

（子ども・子育て支援法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(短時間認定保護者に係るものを除く。))

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	平成28年度 ～令和３年度上半期	4,500円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和３年度上半期	9,750円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和３年度上半期	15,000円

※　対象児童より年長の負担額算定基準子ども以外の特定被監護者等（小学校就学前子どもであるものに限る。）が２人以上いる場合は、負担額算定基準子ども以外の特定被監護者等（小学校就学前子どもであるものに限る。）を除き特定被監護者等のうちの最年長者となる小学校就学前子どもについて、１人当たり月額に２を乗じて得た額を基準額とする。

イ　対象児童（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。）１人当たり月額

（ア）教育標準時間認定

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	7,550円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	3,000円

（イ）保育短時間認定（満３歳以上）

（子ども・子育て支援法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの）

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額	平成28年度	7,650円

48,600円未満	平成29年度 ～令和元年度上半期	6,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	13,300円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	6,000円

（ウ）保育短時間認定（満３歳未満）
（子ども・子育て支援法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって短時間認定保護者に係るもの）

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	9,150円
	平成29年度 ～令和３年度上半期	9,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	14,800円
	平成29年度 ～令和３年度上半期	9,000円

（エ）保育標準時間認定（満３歳以上）
（子ども・子育て支援法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(短時間認定保護者に係るものを除く。))

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	7,750円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	9,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	13,500円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	9,000円

（オ）保育標準時間認定（満３歳未満）
（子ども・子育て支援法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(短時間認定保護者に係るものを除く。))

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><th>所得階層区分</th><th>対象年度</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">市町村民税所得割課税額
48,600円未満</td><td>平成28年度</td><td>9,250円</td></tr>
<tr><td>平成29年度
～令和３年度上半期</td><td>9,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市町村民税所得割課税額
77,101円未満</td><td>平成28年度</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>平成29年度
～令和３年度上半期</td><td>9,000円</td></tr>
</table>
（２）特例型
利用者負担額の算定に際し、特定被監護者等のうち第２子を半額、第３子以降を零としていた場合
内閣総理大臣が認めた額
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）（特定分）</td>
<td>
１　学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）
①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合
※　条例等に、放課後児童支援員等１名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等１名配置や補助員のみの配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等１名配置や補助員のみの配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特例分）１②、③又は④に基づいた基準額を適用する。
（１）年間開所日数250日以上の学童クラブ事業所
ア　基本額（１支援の単位当たり年額）
（ア）構成する児童の数が1～19人の支援の単位
2,554,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円
（イ）構成する児童の数が20～35人の支援の単位
4,676,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円
</td>
<td>学童クラブ事業の実施の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）</td>
</tr>
</table>

	（ウ）構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,676,000円 （エ）構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,676,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） ×67,000円 （オ）構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円 イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×19,000円 （1日8時間以上開所する場合） ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×19,000円 エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） （ア）平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数×407,000円 （イ）長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×183,000円 （２）年間開所日数200～249日の学童クラブ事業所（特例分） ア　基本額（１支援の単位当たり年額） （ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,071,000円 （イ）構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,726,000円 イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×19,000円 ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数×407,000円 ②設備運営基準に基づく放課後児童支援員１名のみ配置した場合 ※　児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、放課後児童支援員を１名配置とする場合は、本基準額を適用する。	

※　通常、放課後児童支援員１名配置であり、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に限り、補助員１名配置とする場合は、本基準額を適用する。

（１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所

ア　基本額（１支援の単位当たり年額）

（ア）　構成する児童の数が1～19人の支援の単位
2,554,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円

（イ）　構成する児童の数が20～35人の支援の単位
3,942,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円

（ウ）　構成する児童の数が36～45人の支援の単位
3,942,000円

（エ）　構成する児童の数が46～70人の支援の単位
3,942,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×56,000円

（オ）　構成する児童の数が71人以上の支援の単位
2,464,000円

イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額）
（年間開所日数－250日）×15,000円
（1日8時間以上開所する場合）

ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×15,000円

エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）

（ア）平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×271,000円

（イ）長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 ×122,000円

（２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）

ア　基本額（１支援の単位当たり年額）

（ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位
2,441,000円

（イ）構成する児童の数が1～19人の支援の単位
1,726,000円
イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×15,000円
ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数　×　271,000円

③設備運営基準に基づく補助員のみを原則２名以上配置した場合
※　条例等に、放課後児童支援員等１名配置とした場合の利用児童の安　全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等１名配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等１名配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特例分）１②又は④に基づいた基準額を適用する。

（１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所
ア　基本額（１支援の単位当たり年額）
（ア）構成する児童の数が1～19人の支援の単位
1,785,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×28,000円
（イ）構成する児童の数が20～35人の支援の単位
4,123,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円
（ウ）構成する児童の数が36～45人の支援の単位
4,123,000円
（エ）構成する児童の数が46～70人の支援の単位
4,123,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×59,000円
（オ）構成する児童の数が71人以上の支援の単位
2,565,000円
イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額）
（年間開所日数－250日）×18,000円

（1日8時間以上開所する場合）

ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

（上記要件に該当する開所日数）×18,000円

エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）

（ア）平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）

「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×330,000円

（イ）長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 149,000円

（２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）

ア　基本額（１支援の単位当たり年額）

（ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位

2,528,000円

（イ）構成する児童の数が1～19人の支援の単位

1,042,000円

イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

（上記要件に該当する開所日数）×18,000円

ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）

平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数　×　330,000円

④設備運営基準に基づく補助員を１名のみ配置した場合

※　児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、補助員を１名配置とする場合は、本基準額を適用する。

（１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所

ア　基本額（１支援の単位当たり年額）

（ア）構成する児童の数が1～19人の支援の単位

1,785,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×28,000円

（イ）構成する児童の数が20～35人の支援の単位

3,300,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×25,000円

（ウ）構成する児童の数が36～45人の支援の単位
3,300,000円

（エ）構成する児童の数が46～70人の支援の単位
3,300,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×47,000円

（オ）構成する児童の数が71人以上の支援の単位
2,056,000円

イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額）
（年間開所日数－250日）×14,000円
（1日8時間以上開所する場合）

ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×14,000円

エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）

（ア）平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×178,000円

（イ）長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 80,000円

（２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）

ア　基本額（１支援の単位当たり年額）

（ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位
1,824,000円

（イ）構成する児童の数が1～19人の支援の単位
1,042,000円

イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
（上記要件に該当する開所日数）×14,000円

ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数　×　178,000円

	※　構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。 ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。 ※　放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第３項各号のいずれかに該当する者であって、令和５年３月31日までに同条同項に規定する研修を修了する予定者を含む。	
	２　学童クラブ環境整備事業（１事業所当たり年額） （１）学童クラブ設置促進事業 ア　東京都学童クラブ事業実施要綱（平成２７年７月２７日付２７福保子家第３５８号。以下本項目において「実施要綱」という。）別添２の３（１）ウに定める事業を実施する場合　13,000,000円 イ　開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く。）　12,000,000円 ウ　開所準備経費を含む場合（アを除く。）　12,600,000円 （２）学童クラブ環境改善事業 ア　実施要綱別添２の３(２)ウに定める事業を実施する場合　2,000,000 円 イ　実施要綱別添２の３（２）エに定める事業を実施する場合　5,000,000 円 ウ　開所準備経費を含まない場合（ア及びイを除く。）　1,000,000円 エ　開所準備経費を含む場合（ア及びイを除く。）　1,600,000円 （３）学童クラブ障害児受入促進事業　1,000,000円	学童クラブ環境整備事業の実施に必要な経費

	（４）倉庫設備整備事業　3,000,000円 ※　開所準備経費については補助金交付年度中に支払われたものに限る。	
	３　学童クラブ支援事業（１支援の単位当たり年額） （１）障害児受入推進事業　1,956,000円 （２）学童クラブ運営支援事業 ア　賃借料補助　3,066,000円 イ　移転関連費用補助　2,500,000円 ウ　土地賃借料補助　6,100,000円 （３）学童クラブ送迎支援事業　507,000円 ※　（２）のイ及びウを除き事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	学童クラブ支援事業の実施に必要な経費
	４　学童クラブ開設準備支援事業 １支援の単位当たり年額　750,000円	学童クラブを新たに実施するための開所準備に必要な開所前賃借料３か月分（子ども・子育て支援交付金の補助対象となる礼金及び開所前月分賃料は除く。）

	5　学童クラブにおける医療的ケア児等受入支援事業 １支援の単位当たり年額　7,500,000円	学童クラブにおいて医療的ケア児や重症心身障害児等（これらの児童と同等の配慮を要すると区市町村が判断する児童についても含む。）の受け入れのために必要な経費
学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）（一般分）	6　放課後児童支援員等処遇改善等事業（１支援の単位当たり年額） （１）家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置　1,678,000円 （２）（１）の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置　3,158,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）

7　障害児受入強化推進事業（１支援の単位当たり年額） （１）障害児を３人以上受け入れる場合 ア　障害児を3人以上5人以下受け入れる場合　1,956,000円 イ　障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 （ア）職員を1人配置　1,956,000円 （イ）職員を2人以上配置　3,912,000円 ウ　障害児を9人以上受け入れる場合 （ア）職員を1人配置　1,956,000円 （イ）職員を2人配置　3,912,000円 （ウ）職員を3人以上配置　5,868,000円 （２）医療的ケア児を受け入れる場合 ア　看護職員等を配置　4,061,000円 イ　看護職員等が送迎支援等を実施　1,353,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費
8　小規模学童クラブ支援事業 １支援の単位当たり年額　608,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	小規模学童クラブ支援事業の実施に必要な経費
9　学童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 １事業所当たり年額　1,295,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	学童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費

	10　学童クラブ育成支援体制強化事業 　遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 １支援の単位当たり年額　　1,444,000円	学童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な 経費
	11　学童クラブ第三者評価受審推進事業 　学童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる費用を補助 １事業所当たり年額　　300,000円	学童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費
学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）（その他分）	12　放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 １支援の単位当たり年額（１）～（３）の合計額 （１）放課後児童支援員を配置 対象職員１人当たり　　131,000円 （２）概ね経験年数５年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員１人当たり　　263,000円 （３）（２）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員１人当たり　　394,000円 ※　１支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費 （給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）

	13　放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善） 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000 円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、１ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の１ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。令和 4 年 10 月 1 日以降において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。 　ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。 　なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000円相当賃金改善）の実施に必要な経費
子育て短期支援事業	１運営費 （１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア　２歳未満児、慢性疾患児　　年間延べ日数×8,650円 イ　２歳以上児　　年間延べ日数×4,740円 ウ　緊急一時保護の母親　　年間延べ日数×1,200円 エ　居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施　　実施日数×1,860円 ※　ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（１）に加算する額 ア　２歳未満児、慢性疾患児 　年間延べ日数 ×4,200円 イ　２歳以上児 　年間延べ日数 ×2,100円 ウ　緊急一時保護の母 　年間延べ日数 ×　600円	子育て短期支援事業の実施に必要な経費

	（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ア　夜間養護事業 （ア）基本分　年間延べ日数×900円 （イ）宿泊分　年間延べ日数×900円 イ　休日預かり事業　年間延べ日数×2,010円 ウ　居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施　実施日数×1,860円 ※　ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（２）に加算する額 ア 夜間養護事業 （ア）　基本分　延べ日数 × 400円 （イ）　宿泊分　年間延べ日数 × 400円 イ 休日預かり事業　年間延べ日数 × 1,000円 ２　開設準備経費（改修費等）　4,000,000円 ※　補助金交付年度中に支払われたものに限る。 ※　実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。	
乳児家庭全戸訪問事業	１　支援が必要な家庭に対して次の（１）及び（２）の対応をいずれも実施している区市町村 （１）ケース対応会議の開催 （２）養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している区市町村 ・育児・家事援助 ・専門的相談支援 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数×8,000円 ２　１以外の区市町村 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数×6,000円	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施に必要な経費
養育支援訪問事業	１　育児家事援助の実施　訪問数×6,000円	養育支援訪問事業の実

	2　専門的相談支援の実施　訪問数×8,000円 3　分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施　訪問数×10,000円 4　育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費 １区市町村あたり　564,000円	施に必要な経費
子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	1　調整機関職員の専門性強化を図るための取組 （1）児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 受講人数×80,000円 （2）更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数× 80,000円 2　地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 １区市町村当たり　3,000,000円 3　地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 １区市町村当たり　660,000円 4　地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 （1）子供を守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の３ （4）①の取組のみを実施している場合 １区市町村当たり　720,000円 （2）子供を守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の３ （4）①及び②の取組を実施している場合 １区市町村当たり　2,520,000円 5　地域住民への周知を図る取組 １区市町村当たり　640,000円	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費
子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）	1　運営費（１か所当たり年額） （1）一般型 ア　基本分 （ア）3～4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合　5,700,000円	子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）の実施

	・職員を合計2名配置する場合　4,199,000円 （イ）5日型 ・常勤職員を配置する場合　8,398,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合　5,149,000円 （ウ）6～7日型 ・常勤職員を配置する場合　8,973,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合　6,100,000円 ※　（イ）及び（ウ）について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業について」１（５）③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く。）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。 イ　加算分 （ア）子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型　1,555,000円 5日型　3,306,000円 6～7日型　2,931,000円 （イ）地域支援　1,518,000円 （ウ）特別支援対応加算　1,062,000円 （エ）研修代替職員配置加算　1人当たり年額　22,000円 （オ）育児参加促進講習休日実施加算　400,000円 （２）出張ひろば　1,547,000円 （３）小規模型指定施設 ア　基本分　3,046,000円 イ　加算分　1,523,000円 （４）連携型 ア　基本分 3～4日型　1,983,000円	に必要な経費

<table>
<tr>
<td></td>
<td>5～7日型　3,008,000円
イ　加算分
（ア）地域の子育て力を高める取組　486,000円
（イ）特別支援対応加算　1,062,000円
（ウ）研修代替職員配置加算　1人当たり年額　22,000円
（エ）育児参加促進講習休日実施加算　400,000円

※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が１２月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷１２」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。

２　開設準備経費（１か所当たり年額）
（１）改修費等　１か所当たり　4,000,000円

（２）礼金及び賃借料（開設前月分）
１か所当たり　600,000円

※（１）及び（２）とも補助金交付年度中に支払われたものに限る</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>一時預かり事業（一般分）</td>
<td>１　運営費
（１）一般型
ア　一般型対象の児童（イ～エを除く）（１か所当たり年額）
（ア）基本分
①　保育従事者が全て保育士又は１日当たり平均利用児童数が概ね３人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合。
<table>
<tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>300人未満</td><td>2,679,000円</td></tr>
<tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,024,000円</td></tr>
<tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,240,000円</td></tr>
<tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,680,000円</td></tr>
<tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,120,000円</td></tr>
<tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,560,000円</td></tr>
</table></td>
<td>一時預かり事業の実施に必要な費用</td>
</tr>
</table>

3,300人以上3,900人未満	9,000,000円
3,900人以上4,500人未満	10,440,000円
4,500人以上5,100人未満	11,880,000円
5,100人以上5,700人未満	13,320,000円
5,700人以上6,300人未満	14,760,000円
6,300人以上6,900人未満	16,200,000円
6,900人以上7,500人未満	17,640,000円
7,500人以上8,100人未満	19,080,000円
8,100人以上8,700人未満	20,520,000円
8,700人以上9,300人未満	21,960,000円
9,300人以上9,900人未満	23,400,000円
9,900人以上10,500人未満	24,840,000円
10,500人以上11,100人未満	26,280,000円
11,100人以上11,700人未満	27,720,000円
11,700人以上12,300人未満	29,160,000円
12,300人以上12,900人未満	30,600,000円
12,900人以上13,500人未満	32,040,000円
13,500人以上14,100人未満	33,480,000円
14,100人以上14,700人未満	34,920,000円
14,700人以上15,300人未満	36,360,000円
15,300人以上15,900人未満	37,800,000円
15,900人以上16,500人未満	39,240,000円
16,500人以上17,100人未満	40,680,000円
17,100人以上17,700人未満	42,120,000円
17,700人以上18,300人未満	43,560,000円
18,300人以上18,900人未満	45,000,000円
18,900人以上19,500人未満	46,440,000円
19,500人以上20,100人未満	47,880,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,679,000円
300人以上900人未満	2,907,000円
900人以上1,500人未満	3,119,000円
1,500人以上2,100人未満	4,505,000円

2,100人以上2,700人未満	5,891,000円
2,700人以上3,300人未満	7,277,000円
3,300人以上3,900人未満	8,663,000円
3,900人以上4,500人未満	10,049,000円
4,500人以上5,100人未満	11,435,000円
5,100人以上5,700人未満	12,821,000円
5,700人以上6,300人未満	14,207,000円
6,300人以上6,900人未満	15,593,000円
6,900人以上7,500人未満	16,979,000円
7,500人以上8,100人未満	18,635,000円
8,100人以上8,700人未満	19,751,000円
8,700人以上9,300人未満	21,137,000円
9,300人以上9,900人未満	22,523,000円
9,900人以上10,500人未満	23,909,000円
10,500人以上11,100人未満	25,295,000円
11,100人以上11,700人未満	26,681,000円
11,700人以上12,300人未満	28,067,000円
12,300人以上12,900人未満	29,453,000円
12,900人以上13,500人未満	30,839,000円
13,500人以上14,100人未満	32,225,000円
14,100人以上14,700人未満	33,611,000円
14,700人以上15,300人未満	34,997,000円
15,300人以上15,900人未満	36,383,000円
15,900人以上16,500人未満	37,769,000円
16,500人以上17,100人未満	39,155,000円
17,100人以上17,700人未満	40,541,000円
17,700人以上18,300人未満	41,927,000円
18,300人以上18,900人未満	43,313,000円
18,900人以上19,500人未満	44,699,000円
19,500人以上20,100人未満	46,085,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

（イ）　基幹型施設加算　1,150,000円

イ　特別利用保育等対象児童（児童１人当たり日額）

	（子供・子育て支援法第２８条第１項第２号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第３０条第１項第２号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。） （ア）平日分　400円 （イ）長期休業日（８時間未満）　400円 （ウ）長期休業日（８時間以上）　800円 （エ）休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）　800円 （オ）長時間加算 （（ア）（イ）については４時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が８時間）、（ウ）（エ）については８時間を超えた利用） ・超えた利用時間が２時間未満　100円 ・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　200円 ・超えた利用時間が３時間以上　300円 ウ　緊急一時預かり対象児童（児童１人当たり日額）　4,400円 エ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童１人当たり日額）　3,600円 （２）余裕活用型（児童１人当たり日額） ア　基本分　2,400円 イ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童１人当たり日額）　3,600円 （３）居宅訪問型（児童１人当たり日額） ア　イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間４時間以上　9,000円 利用時間４時間未満　4,500円 イ　緊急一時預かり対象児童 利用時間４時間以上　12,100円 利用時間４時間未満　6,050円 ウ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童１人当たり日額）　3,600円	

	（４）新型コロナウイルス感染症特例型 ア　利用児童の保護者が当該自動について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に、当該施設に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号又は同法第30条第2項第3号、第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額（児童１人当たり月額） ※　月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。 イ　アの場合以外の児童の場合（児童１人当たり日額）4,620円 ウ　地域子育て支援拠点その他の場所（公民館、児童館等）において、新型コロナウイルス感染症特例型のみを実施する場合（１箇所当たり月額）　447,000円加算 ※　イの基準額に加算する。 ※　新型コロナウイルス感染症特例型を月途中から開始（又は終了）した場合は、開始（又は終了）月は１月とカウントして基準額を算出すること。 ２　開設準備経費（１か所当たり年額） （１）改修費等　4,000,000円 （２）礼金及び賃借料（開設前月分）　600,000円 ※　（１）（２）とも補助金交付年度中に支払われたものに限る。 ※　（１）は新型コロナウイルス感染症特例型を除く。 ※　（２）は一般型に限る。	
一時預かり事業（その他分）	１　運営費の事務経費加算（一般型に限る） 2,670,000円	一時預かり事業の実施に必要な経費

<table>
<tr>
<td>病児保育事業（特定分、一般分・事業費）</td>
<td>
1　病児対応型
（1）　基本分　　1か所当たり年額　　7,031,000円
　　うち改善分　　2,538,000円
※　ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること。

（2）加算分
ア　年間延べ利用児童数に応じた加算
<table>
<tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額
（1か所当たり年額）</th></tr>
<tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,000,000円</td></tr>
<tr><td>100人以上150人未満</td><td>1,500,000円</td></tr>
<tr><td>150人以上200人未満</td><td>2,000,000円</td></tr>
<tr><td>200人以上300人未満</td><td>3,000,000円</td></tr>
<tr><td>300人以上400人未満</td><td>4,000,000円</td></tr>
<tr><td>400人以上500人未満</td><td>5,000,000円</td></tr>
<tr><td>500人以上600人未満</td><td>6,000,000円</td></tr>
<tr><td>600人以上700人未満</td><td>7,000,000円</td></tr>
<tr><td>700人以上800人未満</td><td>8,000,000円</td></tr>
<tr><td>800人以上900人未満</td><td>9,000,000円</td></tr>
<tr><td>900人以上1,000人未満</td><td>10,000,000円</td></tr>
<tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td>11,000,000円</td></tr>
<tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td>12,000,000円</td></tr>
<tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td>13,000,000円</td></tr>
<tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td>14,000,000円</td></tr>
<tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td>15,000,000円</td></tr>
<tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td>16,000,000円</td></tr>
<tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td>17,000,000円</td></tr>
<tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td>18,000,000円</td></tr>
<tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td>19,000,000円</td></tr>
<tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td>20,000,000円</td></tr>
<tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>20,900,000円</td></tr>
<tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>22,800,000円</td></tr>
<tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>24,700,000円</td></tr>
</table>
</td>
<td>病児保育事業の実施に必要な経費</td>
</tr>
</table>

2,600人以上2,800人未満	26,600,000円
2,800人以上3,000人未満	28,500,000円
3,000人以上3,200人未満	30,400,000円
3,200人以上3,400人未満	32,300,000円
3,400人以上3,600人未満	34,200,000円
3,600人以上3,800人未満	36,100,000円
3,800人以上4,000人未満	38,000,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ　送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額　5,400,000円

ウ　送迎経費　1か所当たり年額　3,634,000円

エ　研修参加費用　職員1人当たり年額　10,000円

（3）普及定着促進費（開設準備経費）

ア　改修費等　1か所当たり　4,000,000円

イ　礼金及び賃借料（開設前月分）

1か所当たり　600,000円

※　ア及びイとも補助金交付年度中に支払われたものに限る。

2　病後児対応型

（1）　基本分　1か所当たり年額　5,182,000円

うち改善分　2,225,000円

※　ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること。

（2）加算分

ア　年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 （1か所当たり年額）
50人以上100人未満	1,300,000円
100人以上150人未満	1,410,000円
150人以上200人未満	1,880,000円
200人以上300人未満	2,820,000円
300人以上400人未満	3,760,000円
400人以上500人未満	4,700,000円
500人以上600人未満	5,640,000円

600人以上700人未満	6,580,000円
700人以上800人未満	7,520,000円
800人以上900人未満	8,460,000円
900人以上1,000人未満	9,400,000円
1,000人以上1,100人未満	10,340,000円
1,100人以上1,200人未満	11,280,000円
1,200人以上1,300人未満	12,220,000円
1,300人以上1,400人未満	13,160,000円
1,400人以上1,500人未満	14,100,000円
1,500人以上1,600人未満	15,040,000円
1,600人以上1,700人未満	15,980,000円
1,700人以上1,800人未満	16,920,000円
1,800人以上1,900人未満	17,860,000円
1,900人以上2,000人未満	18,800,000円
2,000人以上2,200人未満	19,646,000円
2,200人以上2,400人未満	21,432,000円
2,400人以上2,600人未満	23,218,000円
2,600人以上2,800人未満	25,004,000円
2,800人以上3,000人未満	26,790,000円
3,000人以上3,200人未満	28,576,000円
3,200人以上3,400人未満	30,362,000円
3,400人以上3,600人未満	32,148,000円
3,600人以上3,800人未満	33,934,000円
3,800人以上4,000人未満	35,720,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ　送迎対応を行う看護師等雇上費
　　１か所当たり年額　　5,400,000円
ウ　送迎経費　　１か所当たり年額　　3,634,000円
エ　研修参加費用　職員１人当たり年額　　10,000円

（３）普及定着促進費（開設準備経費）
ア　改修費等　　１か所当たり　　4,000,000円
イ　礼金及び賃借料（開設前月分）
　　１か所当たり　　600,000円
※　ア及びイとも補助金交付年度中に支払われたものに限る。

	3　体調不良児対応型 （１）基本分　　１か所当たり年額　　4,492,000円 （ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、2,246,000円） ※　平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合 （２）加算分 ア　送迎対応を行う看護師等雇上費 １か所当たり年額　　5,400,000円 イ　送迎経費　　１か所当たり年額　　3,634,000円 ウ　研修参加費用　職員１人当たり年額　　10,000円 （３）改善分　　1か所当たり年額　　4,492,000円 （ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、2,246,000円） ※　平成27年度以降新規開設し看護師等を１名配置して実施する施設の場合 4　非施設型（訪問型）（１か所当たり年額）　　7,280,000円 （ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、3,640,000円）	
病児保育事業（特定分・低所得者減免加算）	1　低所得者減免分加算（病児対応型） （１）生活保護法による被保護者世帯 5,000円 ×　年間延利用人員 （２）市区町村民税非課税世帯 2,500円 ×　年間延利用人員 ※　市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。 2　低所得者減免分加算（病後児対応型） （１）生活保護法による被保護者世帯 5,000円 ×　年間延利用人員	病児保育事業の実施に必要な経費

<table>
<tr><td></td><td>（２）市区町村民税非課税世帯
2,500円 ×　年間延利用人員

※　市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</td><td></td></tr>
<tr><td>病児保育事業（その他分）</td><td>１　処遇改善
東京都病児保育事業・定期利用保育事業等職員処遇改善事業実施要綱（令和４年１１月１４日付４福保子保第２８０９号）に規定する事業を実施する場合
施設・事業所ごとに次により算出された額の合計額
11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数

※　「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、１ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の１ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。
なお、「賃金改善対象者数」については令和４年１０月１日以降において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。</td><td>処遇改善事業の実施に必要な経費</td></tr>
<tr><td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</td><td>１　運営費（１区市町村当たり年額）
（１）基本事業
ア　基本分
<table><tr><th>会員数</th><th>基準額</th></tr><tr><td>20人～49人</td><td>1,000,000円</td></tr><tr><td>50人～99人</td><td>1,800,000円</td></tr><tr><td>100人～299人</td><td>2,000,000円</td></tr><tr><td>300人～599人</td><td>2,800,000円</td></tr><tr><td>600人～999人</td><td>4,000,000円</td></tr><tr><td>1,000人～1,499人</td><td>8,100,000円</td></tr><tr><td>1,500人～1,999人</td><td>12,100,000円</td></tr></table></td><td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施に必要な経費</td></tr>
</table>

2,000人～2,999人	16,200,000円
3,000人～3,999人	20,200,000円
4,000人～4,999人	22,200,000円
5,000人～5,999人	24,300,000円
6,000人～6,999人	26,300,000円
7,000人～7,999人	28,300,000円
8,000人～8,999人	30,300,000円
9,000人以上	32,400,000円

イ　加算分

（ア）支部の設置か所数に応じた加算

・10か所以上　10,100,000円

・10か所未満　支部数 ×1,000,000円

（イ）24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする。）の実施による加算

360,000円

（ウ）土日実施加算　1,800,000円

※土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間３０回以上実施する場合に適用。

①会員登録を行うための事業説明会

②アドバイザー等の立ち合いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ

（２）病児・緊急対応強化事業

ア　基本分

預かり等の利用件数	基準額
～59件	1,800,000円
60件～119件	2,400,000円
120件～199件	3,800,000円
200件～299件	5,700,000円
300件～399件	7,700,000円
400件～599件	10,500,000円
600件～699件	14,500,000円
700件～799件	16,500,000円

800件～899件	18,600,000円
900件～999件	20,600,000円
1,000件以上	22,600,000円

イ　加算分

（ア）　近隣区市町村会員受入　1,000,000円

（イ）初年度体制整備（事業開始度に限る）　4,000,000円

（３）ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算　500,000円

（４）預かり手増加のための取組加算

預かりを行う会員数（前年度値）	増加数・割合	加算額
19人以下	2人以上	500,000円
20人～199人	1割以上	1,000,000円
200人以上	20人以上	1,500,000円

※　援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。

また、当該年度から新たに事業を開始した区市町村は対象外とし、翌年度以降に申請可とする。

（５）子育てひろば等との連携を実施する場合の加算　1,500,000円

２　開設準備経費（１区市町村当たり年額）

（１）改修費等　4,000,000円

（２）礼金及び賃借料（開設前月分）　600,000円

※（１）及び（２）とも補助金交付年度中に支払われたものに限る。

利用者支援事業・延長保育事業・放課後児童健全育成事業・子育て短期支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（特例措置分）	1　放課後児童健全育成事業 （1）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業（1支援の単位当たり日額） 11,000円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から国の定める期限までの間、平日において午前中から開所するための経費を補助 （2）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業（1支援の単位当たり日額） 21,000 円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から国の定める期限までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助 （3）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業（1支援の単位当たり日額） 36,000円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から国の定める期限までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助※　当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業（特定分）の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。 （4）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業（1支援の単位当たり日額） 26,000円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から国の定める期限までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助※　当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児	新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）

	童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業（特定分）の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。 （５）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業（１支援の単位当たり日額） 6,000円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から国の定める期限までの間、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助 （６）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業（１支援の単位当たり日額） 6,000円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から国の定める期限までの間、平日において午前中から障害児を３人以上受け入れる場合に、（５）に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助 （７）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業（１支援の単位当たり日額） 12,000円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）から国の定める期限までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助 （８）新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業（１人当たり日額） 500円 ※　令和4年4月1日から国の定める期限までの間、市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、学童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市区町村が保護者へ返還した場合等の経費を補助	

	２　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算（１人当たり日額） 6,400円 ※　新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー･サポート･センター事業を利用する場合において、利用料相当額を子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助 ※　１時間当たり利用料は800円を上限 ３　新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和３年度補正予算分） （１）かかり増し経費・備品購入費等 ア　利用者支援事業　300,000円 イ　延長保育事業 定員19人以下　150,000円 定員20人以上59人以下　200,000円 定員60人以上　250,000円 ウ　放課後児童健全育成事業 定員19人以下　300,000円 定員20人以上59人以下　400,000円 定員60人以上　500,000円 エ　子育て短期支援事業　300,000円 オ　乳児家庭全戸訪問事業　300,000円 カ　養育支援訪問事業事業　300,000円 キ　子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業） 300,000円 ク　一時預かり事業　300,000円	

	ケ　病児保育事業　300,000円 コ　子育て援助活動支援事業　300,000円 ※ 放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は１区市町村当たり、その他事業は１か所当たり ※ 延長保育事業の「定員」は事業を実施する保育所等の定員 ※ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）及び、区市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限る。 ※ 感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCOAの活用等、感染拡大防止に努めること。 ※　一時預かり事業は、東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金交付要綱第４に規定する補助対象事業を含む。 （２）感染症対策のための改修 ア　利用者支援事業　1,000,000 円 イ　延長保育事業　1,000,000 円 ウ　学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）1,000,000 円 エ　子育て短期支援事業　1,000,000 円 オ　乳児家庭全戸訪問事業　1,000,000 円 カ　養育支援訪問事業　1,000,000 円 キ　子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業） 1,000,000 円 ク　一時預かり事業　1,000,000 円	

	ケ　病児保育事業　1,000,000 円 コ　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）　1,000,000円 ※　放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり ※　新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に限る ４　ＩＣＴ化推進事業（令和３年度補正予算分） （１）　利用者支援事業　500,000円 （２）　学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）500,000円 （３）　乳児全戸訪問事業　500,000円 （４）　養育支援訪問事業　500,000円 （５）　子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）　500,000円 ※ 放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は１区市町村当たり、その他事業は１か所当たり ※ 利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なＩＣＴ機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費を補助	